

白山市危険ブロック塀撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、道路に面するブロック塀の倒壊等による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、倒壊等の危険性のあるブロック塀の撤去に要する経費に対し、白山市補助金交付規則（平成17年白山市規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀 コンクリートブロック塀及び石塀をいう。
- (2) コンクリートブロック塀 コンクリートブロック造の塀及び門柱をいう。
- (3) 石塀 石造その他の組積造の塀及び門柱をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内において次の各号のいずれかに該当するブロック塀（以下「危険ブロック塀」という。）の全部又は一部を撤去する者で、市税を滞納していないものとする。

- (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条に規定する構造の基準に適合しないブロック塀（補強コンクリートブロック造のものを除く。）
- (2) 建築基準法施行令第62条の8に規定する構造の基準に適合しないブロック塀（補強コンクリートブロック造のものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、著しい傾き、亀裂等の劣化により撤去の必要があると市長が認めるブロック塀

2 前項の規定にかかわらず、過去に同一敷地内の危険ブロック塀の撤去についてこの告示による補助金の交付を受けた場合は、補助金を交付しない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げるブロック塀の区分に応じ、当該各号に定める額（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた

額) とし、10万円を限度とする。

- (1) コンクリートブロック塀 撤去する危険ブロック塀の道路に面する部分の面積(以下「見付面積」という。)1平方メートルにつき4,000円を乗じて得た額
- (2) 石塀 見付面積1平方メートルにつき6,000円を乗じて得た額(申請書等)

第5条 この告示の実施に必要な申請書等は、次のとおりとする。

- (1) 規則第3条に規定する補助金交付申請書(規則様式第1号)
 - (2) 規則第6条に規定する補助金交付決定通知書(規則様式第3号)
 - (3) 規則第12条に規定する補助事業実績報告書(規則様式第5号)
 - (4) 規則第13条に規定する補助金交付確定通知書(規則様式第6号)
 - (5) 規則第15条に規定する補助金請求書(規則様式第7号)
- (その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。